

令和3年度 上田市立東小学校 いじめ防止等対策基本方針

1 いじめ防止等対策の基本方針

<いじめの定義>

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起きた場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<基本方針>

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立東小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

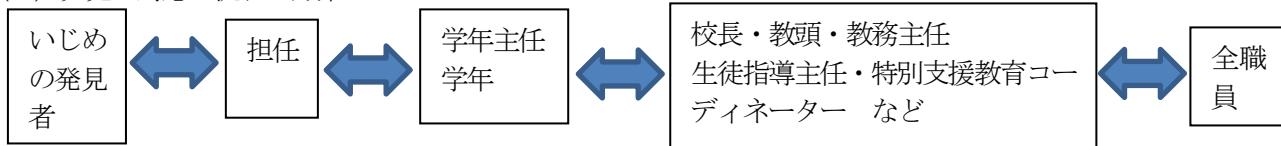
校務分掌に、『いじめ等対策委員会』を設置する。構成は、校長・教頭・正副生徒指導主任・該当担任とする。必要に応じ、・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役・生活安全課や心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

3 具体的ないじめ等防止のための方策

- (1) いじめ防止等のための日常的な取り組み
 - ① 子どもたち一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
 - ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ③ 思いやの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。年2回のなかよし週間・月間（6月・10～11月）には、全児童と相談日を設け、人権同和教育の授業を保護者・地域の方々に公開し家庭でも話題にしていただく。
 - ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
 - ⑤ 「見て見ぬふり」は “いじめ”をしていることにつながることや、“いじめ”を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
 - ⑥ 情報教育では、はじめに“情報モラル”指導用教材などを使い、“情報モラル”を守ることの大切さを指導する。
 - ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
 - ⑧ 児童会による、なかよしづくりにかかる様々な活動や学年・児童会の社会福祉施設との交流など、子どもたちの計画した活動を大切に扱う。

- ⑨ “いじめ問題”の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩ 年2回のなかよし週間・月間にあわせてアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪ 日常の指導のほかに年に1回相談日を設け、全児童と担任が個々に話をする時をとり、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。相談日は、年間行事予定表に入れる。担任だけでなく、様々な立場の先生にも相談できるようにする。必ず全員と相談する。（一生懸命に頑張っている子どもの思いも聞くようとする。）

(2) 発見・対応の流れと方策



早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“生徒指導部会” “適応部会” “支援部会”からの報告をもとに、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③ いじめに関するアンケート（学期1回）の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していくこうとする姿勢を示す。
- ④ 子どもの声をすいあげる職員集団でありたい。どんな小さな事案でも、校長・教頭先生には即報告し、情報を共有する。

(3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“～全校のおともだち～へ困っていることがあれば○○先生へ声をかけてください。・・・などという相談窓口”的表示を保健室、相談室に掲示して相談の窓口を明らかにする。
- ② 5月～6月に相談日をとり、担任との相談の機会を設定する。内容により、相談室、保健室、スクールカウンセラーと連携していく。
- ③ 全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会議で名前が挙がっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当職員に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。
- ⑤ Q-Uを実施する。評価アンケートやいじめアンケートもあるので、Q-Uを行う際には、煩雑にならないように気をつける。Q-Uは、例えば、仲良し月間の前に行い、仲良し月間に授業改善などを行い、その結果クラスがどうなったかを見るような活用の仕方をする。予算の関係や実施学年も検討する。

(4) 校内研修

- ① 上田市人権同和教育研修会【7月26日】
城東地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。
- ② 人権同和教育に関わる参観授業実施【11月18日】
11月の参観日で、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後の学級学年PTAでは、人権感覚を養うための話、携帯やインターネットをめぐる問題についての研修をする機会をとる。
- ③ 一中区ブロック人権同和教育研修会【11月30日】
一中区ブロックで、人権同和教育の授業をとおして、人権感覚を養う授業はどうあつたらよいか等研修を深める。

4 いじめが見つかったときの対応（東小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）

